

無担保個人ローン

商品名	教育ローン 《応援隊》
ご利用いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上の方 ○就学する子弟をもつ親権者、法律上の後見人および実質的に就学子弟を扶養する親族の方 ○安定継続した収入があり公的健康保険制度に加入されている方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ○個人情報照会等で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方</p>
お使いみち	<p>○学校納付金（納付済の場合3カ月以内であれば可。） ○受験料、書籍代、制服代、下宿代等の教育関連費用 ○教育ローンの借換え費用等</p>
ご融資金額	○1,000万円以内（1万円単位、納付済み資金を除き、原則として融資金は支払先に振り込むものとします）
ご融資期間	<p>○3カ月以上16年以内 ○据置期間は卒業予定月までとします。</p>
ご融資利率	<p>○固定金利 当金庫所定方式で決定する利率を適用します。</p>
ご返済方法	<p>○元利均等返済または元金均等返済 ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。</p>
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込	<p>○保証料 保証料の支払方法は毎月払型のみとなります。毎月お支払いいただく金利の中から当金庫が一般社団法人しんきん保証基金に保証料を支払います。保証料率は年0.25%～年0.48%です。</p> <p>○手数料 ・新規実行手数料 1,080円 ・繰上返済手数料 5,400円 ・その他変更手数料 5,400円</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○ご用意いただく書類 ・運転免許証（取得していない場合はパスポート、顔写真付住民基本台帳カード、個人番号カード等のいずれか） ・健康保険証等 ・住民税課税決定通知書、納税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか ・振込用紙、パンフレット、領収書等の使途確認書類 ・借換え資金の場合 返済予定表と返済用預金通帳、その他</p>

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算、レポートプランにつきましては窓口にお問い合わせください。